



安全データシート (SDS)

1. 製品及び会社情報

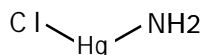
昭和化学株式会社
東京都中央区日本橋本町4-3-8
担当

TEL(03)3270-2701
FAX(03)3270-2720
緊急連絡 同上
改訂 平成29年12月13日
SDS整理番号 13309336

製品等のコード : 1330-9336
製品等の名称 : 塩化水銀()アミド〔第二〕
推奨用途 : 試薬



2. 危険有害性の要約



GHS分類

物理化学的危険性

可燃性固体 : 区分外
自然発火性固体 : 区分外
自己発熱性化学品 : 区分外
水反応可燃性化学品 : 区分外

健康に対する有害性

急性毒性(経口) : 区分3
急性毒性(経皮) : 区分4
皮膚感作性 : 区分1
生殖細胞変異原性 : 区分2
特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露) : 区分1(腎臓、心血管系、消化器系)
特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露) : 区分1(腎臓、心血管系、消化器系)

環境に対する有害性

水生環境急性有害性 : 区分1
水生環境慢性有害性 : 区分1

注意喚起語 : 危険

危険有害性情報

飲み込むと有毒(経口)
皮膚に接触すると有害(経皮)
アレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれ
遺伝性疾患のおそれの疑い
腎臓、心血管系、消化器系の障害
長期または反復暴露による腎臓、心血管系、消化器系の障害
水生生物に非常に強い毒性
長期的影響により水生生物に非常に強い毒性

注意書き

【安全対策】
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
粉じん、ミスト、蒸気などを吸入しないこと。
取扱い後は、よく手を洗うこと。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
環境への放出を避けること。
【応急措置】
飲み込んだ場合：口をすすぐこと。直ちに医師に連絡すること。
皮膚に付着した場合：多量の水と石鹸で洗うこと。
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

皮膚刺激又は発疹が生じた場合：医師の診断、手当てを受けること。
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
漏出物を回収すること。

【保管】

日光を避け、容器を密閉し冷暗所に施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

(注) 物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「分類対象外」、「分類できない」又は「区分外」である。

3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別 : 単一製品
化学名 : 塩化水銀()アミド〔第二〕
(別名) アミノ塩化第二水銀、アミノクロロ水銀()、
アミノ水銀()クロリド、アミド塩化水銀()、
塩化第二水銀アンモニウム、アミノ塩化水銀()
(英名) Mercury(II) amido chloride、Aminochloromercury()、
Aminomercury() chloride、Ammoniated mercury、
Mercury ammonium chloride、
Aminomercury chloride (EC名称)、
Mercury amide chloride (Hg(NH₂)Cl) (TSCA名称)
成分及び含有量 : 塩化水銀()アミド、90.0%以上
水銀(Hg)含量 = 90.0 × 200.59 / 252.07 = 71.6%
化学式及び構造式 : HgClNH₂、構造式は上図参照(1ページ目)。
分子量 : 252.07
官報公示整理番号 化審法 : (1)-216
安衛法 : 公表化学物質(化審法番号を準用)
CAS No. : 10124-48-8
EC No. : 233-335-8
危険有害成分 : 塩化水銀()アミド
・労働安全衛生法 通知対象物 政令番号 315
表示対象物 政令番号 315
特化則 特定化学物質等 第2類物質
管理第2類物質
作業環境測定基準、作業環境評価基準
・化学物質排出把握管理促進法(PRTR法) 1-237 (Hgとして72%)

4. 応急処置

吸入した場合 : 呼吸が困難になった時は、新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。
気分が悪い時は、医師の治療を受ける。
皮膚に付着した場合 : 直ちに、汚染された衣類、靴などを脱ぐ。
速やかに、皮膚を多量の水と石鹸で洗う。
皮膚刺激又は発疹が生じた時は、医師の診断、手当てを受ける。
汚染された作業衣は作業場から出さない。
汚染された衣類を再使用する前に洗濯する。
目に入った場合 : 直ちに、流水で15分以上注意深く洗う。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合には外して洗うこと。洗浄を続ける。
まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。
目の刺激が持続する場合は、医師の診断、治療を受ける。
飲み込んだ場合 : 直ちに医師に連絡する。
速やかに、口をすすぎ、うがいをする。
大量の水を飲ませ、指を喉に差し込んで吐かせる。
けいれんや意識混濁がある時又は意識がもうろうとしている時には吐かせてはいけない(窒息させたり、吐いた物が気管に入って肺炎になることがあるため)。
意識がない時は、何も与えない。もし、嘔吐が自然に生じた時は、気管への吸入が起きないように、頭を尻より下に身体を傾斜させ、肺への還流を防ぐ。嘔吐後、意識が戻れば、水を飲ませる。体の保温に努め、速やかに医師の診察を受ける。
予想される急性症状及び遅発性症状 :
吸入 : 咳、咽頭痛、灼熱感、息切れ
皮膚 : 発赤、痛み、水疱、皮膚熱傷。吸収される可能性あり。
眼 : 痛み、発赤、かすみ眼、重度の熱傷
経口摂取 : 胃痙攣、腹痛、灼熱感、金属味、下痢、吐き気、咽頭痛、嘔吐、ショックまたは虚脱

5. 火災時の処置

消火剤 : この製品自体は燃焼しない。
消火剤の限定はない。

- 周辺火災の種類に応じた消火剤を用いる。
 粉末消火剤、二酸化炭素、泡消火剤、散水など
 棒状放水（本品があふれ出し、生物への有害性、環境汚染を拡大するおそれがある。）
- 使ってはならない消火剤：
 特有の危険有害性：
 特有の消火方法：
 消火を行う者の保護：

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- ： 漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。
 漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。
 風上から作業し、粉じん、蒸気、ガスなどを吸入しない。
 粉じんが飛散する場合は、水噴霧し飛散を抑える。
 密閉された場所に立入る時は、事前に換気する。

環境に対する注意事項 回収、中和

- ： 河川、下水道、土壌に排出されないように注意する。
 漏洩物を掃き集め、密閉できる空容器に回収する。
 漏洩物が飛散する場合は、水を散布し湿らしてから回収する。
 回収した漏洩物は、後で産業廃棄物として適正に処分廃棄する。
 後処理として、漏洩場所は大量の水を用いて洗い流す。

封じ込め及び浄化の方法・機材

- ： 危険でなければ漏れを止める。
 二次災害の防止策：
 事故の拡大防止を図るため、必要に応じて関係機関に通報する。
 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱いおよび保管上の注意

取扱い

技術的対策

- ： 本製品を取扱う場合、必ず保護具を着用する。
 粉じん、ミスト、蒸気、ガスの発生を防止する。
 粉じんの堆積を防止する。

局所排気・全体換気 安全取扱い注意事項

- ： 換気装置を設置し、局所排気又は全体換気を行なう。
 全ての安全注意を読み理解するまで取扱わない。
 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの
 取扱いをしてはならない。
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。
 取扱い後はよく手を洗う。

接触回避

保管

技術的対策

- ： 湿気、水、高温体との接触を避ける。

保管条件

- ： 保管場所は耐火構造とし、出入口は施錠する。
 保管場所は、採光と換気装置を設置する。
 日光や高温多湿を避けて保管する。
 乾燥した場所に保管する。
 容器を密閉して冷暗所に保管する。
 必要に応じ施錠して保管する。
 混触危険物質、食料、飼料から離して保管する。

混触危険物質

容器包装材料

- ： 情報なし
 ： ガラス、ポリプロピレン、ポリエチレンなど

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度： 0.025mg/m³ (Hgとして)

許容濃度（ばく露限界値、生物学的ばく露指標）：

日本産衛学会（2017年版）

未設定

ACGIH（2017年版）

TLV-TWA 0.025mg/m³ (Hg)

設備対策

- ： 粉じん、ヒューム、ミストが発生するときは、工程を密閉化するか、
 換気用の排気装置を設置する。
 取扱場所の近くに、洗眼器と安全シャワーを設置する。

保護具

呼吸器の保護具

手の保護具

眼の保護具

- ： 呼吸器保護具（防塵マスク）を着用する。
 ： 保護手袋（塩化ビニル製、ニトリル製など）を着用する。
 ： 保護眼鏡（普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型）を着用する。

皮膚及び身体の保護具

衛生対策

- ： 長袖作業衣を着用する。
 必要に応じて保護面、保護長靴を着用する。
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。
 取扱い後はよく手を洗う。
 作業衣を家に持ち帰ってはならない。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態、形状、色など	: 白色～わずかにうすい黄色の粉末
臭い	: 無臭
pH	: データなし
融点	: データなし
沸点	: 分解
引火点	: 不燃性
爆発範囲	: データなし
蒸気圧	: データなし
比重(密度)	: 5.38
溶解度	: 水に溶けない。 エタノール、エチルエーテルに溶けない。
オクタノール/水分配係数	: データなし
自然発火温度	: 不燃性
分解温度	: データなし
粘度	: データなし

GHS分類

可燃性固体	: 本品は不燃性(ICS,2004)であることから、区分外とした。
自然発火性固体	: 本品は不燃性(ICS,2004)であることから、区分外とした。
自己発熱性化学品	: 本品は不燃性(ICS,2004)であることから、区分外とした。
水反応可燃性化学品	: 金属(Hg)を含むが、水に不溶であり、水に対して安定である(水との混触で可燃性ガスの発生がない)と考えられるので、区分外とした。

10. 安定性及び反応性

安定性	: 通常の取扱条件において安定である。
危険有害反応可能性	: 強酸化剤と反応することがある。
避けるべき条件	: 日光、熱
混触危険物質	: 強酸化剤
危険有害な分解生成物	: 火災時に熱分解して、有害な酸化水銀()のヒューム、ガスを放出する。

11. 有害性情報

急性毒性	: 経口 ラット LD50 = 86 mg/kg マウス LD50 = 68 mg/kg から、区分3とした。 飲み込むと有毒(経口)(区分3) 経皮 ラット LD50 = 1325 mg/kg に基づき、区分4とした。 皮膚に接触すると有害(経皮)(区分4) 吸入(蒸気) データがないため分類できない。 吸入(粉じん) データがないため分類できない。
皮膚腐食性・刺激性	: データがないため分類できない。
眼に対する重篤な損傷	: 眼刺激性: データがないため分類できない。
呼吸器感受性	: 情報がないため分類できない。
皮膚感受性	: 金属水銀及び無機水銀化合物(Hgとして)は皮膚感受性あり (MAK/BAT, 2005; DFGOT, vol.15, 2001)との記載があることから、 区分1とした。 アレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれ(区分1)
生殖細胞変異原性	: (水銀化合物として)経世代変異原性試験および生殖細胞in vivo変異原性 試験で陽性結果があるものの評価に用いられない、体細胞in vivo変異原性 試験は陽性、生殖細胞in vivo遺伝毒性試験のデータがないことから、 区分2とした。 遺伝性疾患のおそれの疑い(区分2)
発がん性	: データ不足のため分類できない。 EPA(1995)でC、ACGIH(2001)でA4(金属水銀及び無機水銀化合物として)、 IARC(1993)でGroup 3(金属水銀及び無機水銀化合物として)に分類されて いる。
生殖毒性	: データ不足のため分類できない。
特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露)	: 無機水銀の毒性について、「無機水銀への経口暴露による死因は、 腎不全、心血管虚脱、および重症の消化器障害とされている。これらの症例 中もっとも一般的な所見は消化管の病変と腎不全である。無機水銀への暴露 はヒトにネフローゼ症候群を誘発するようである。」(CICAD 50(2003)の 記載がある。 以上より分類は区分1(腎臓、心血管系、消化器系)とした。 腎臓、心血管系、消化器系の障害
特定標的臓器・全身毒性 (反復ばく露)	: 無機水銀の毒性について、「無機水銀への経口暴露による死因は、 腎不全、心血管虚脱、および重症の消化器障害とされている。これらの症例 中もっとも一般的な所見は消化管の病変と腎不全である。無機水銀への暴露

はヒトにネフローゼ症候群を誘発するようである。」(CICAD 50 (2003)の記載がある。
以上より分類は区分1(腎臓、心血管系、消化器系)とした。
長期または反復暴露による腎臓、心血管系、消化器系の障害(区分1)
吸引性呼吸器有害性 : 情報が無いため分類できない。

参考【塩化水銀() [CAS No.7487-94-7] のデータ】

急性毒性 : 経口 ラット LD50 = 25.9-77.7mg/kg (ATSDR (1999))から、
最小値のLD50 = 25.9 mg/kg に基づき、区分2とした。
飲み込むと生命に危険(経口)(区分2)
経皮 データ不足のため分類できない。
なお、List 3のデータとしてラットLD50値は41 mg/kg (RTECS (2011))
との報告があるが、詳細不明である。
吸入(蒸気) 情報が無いため分類できない。
吸入(粉じん) 情報が無いため分類できない。
皮膚腐食性・刺激性 : 本物質は本来皮膚および粘膜に対する刺激物である(ATSDR (1999))との
記載に基づき、区分2とした。
皮膚刺激(区分2)
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 : 本物質は本来粘膜に対する刺激物である(ATSDR (1999))との
記載に基づき、区分2Aとした。
なお、眼に対し腐食性がある(HSDB (2010))との記載もある。
強い眼刺激(区分2A)
呼吸器感作性 : 情報が無いため分類できない。
皮膚感作性 : 日本産業衛生学会が水銀ないしその化合物を感作性物質「皮膚 第1群」に
分類(産衛誌 53巻(2011))していることから、区分1とした。
また、日本皮膚アレルギー・接触皮膚炎学会も当該物質を皮膚感作性物質
にリストアップ(日本皮膚アレルギー・接触皮膚炎学会(2008))
している。
アレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれ(区分1)
生殖細胞変異原性 : マウスの経口投与による骨髄を用いた染色体異常試験(体細胞in vivo変異
原性試験)の陽性結果(DFGMAK Doc.15 (2001)、IARC 58 (1993))に
基づき、区分2とした。
なお、別にマウスに腹腔内投与によるin vivo染色体異常試験で陰性の報告
(DFGMAK Doc.15 (2001))もある。また、マウスを用いた複数の優性致死
試験で弱陽性が報告されているが、試験法等に問題があり、いずれも生殖
細胞変異原性を示す証拠とは考えられない(DFGMAK Doc.15 (2001))と
述べられているため分類根拠としなかった。一方、in vitro試験では、
エームス試験で陰性(DFGMAK Doc.15 (2001)、NTP DB (Access on Sep.
2011))が報告されているが、CHO細胞を用いた染色体異常試験で陽性
(IARC 58 (1993))、ヒトのリンパ球を用いた染色体異常試験および
小核試験で陽性(DFGMAK Doc.15 (2001))と複数のin vitro 変異原性
試験で陽性結果が得られている。
遺伝性疾患のおそれの疑い(区分2)
発がん性 : 金属水銀及び無機水銀化合物として、IARCの発がん性評価でグループ3
(IARC 58 (1993))、ACGIHではA4 (ACGIH (2001))に分類されている
ことから、「分類できない」とした。また、EPAではC (IRIS (2002))に
分類されている。なお、ラットおよびマウスを用いた2年間経口投与試験
において、ラットでは雄に前胃の扁平上皮乳頭腫の発生率増加と甲状腺の
濾胞細胞腺腫とがんの発生率の僅かな増加、雌で前胃の扁平上皮細胞乳頭
腫の発生、マウスでは雄に尿管腫瘍の発生が報告され、ラット雄では
発がん性の証拠がある程度得られたと結論されている(NTP TR 408(1993))。
生殖毒性 : ラットに経口投与による二世代生殖試験のF0世代で、受胎率の有意、かつ
用量依存的な低下と全投与群で着床率の低下(JECFA 1155 (2011))、
雌ラットに交配60日前から経口投与した試験では着床率の僅かな減少と
ともに着床損失率の増加(JECFA 1155 (2011))、さらに雄マウスに45日
間経口投与後、一般毒性の発現がみられない用量(1.25 mg/kg)で対照群
の雌との交尾成立が0%まで低下した(JECFA 1155 (2011))。一方、
ヒトでは妊娠中絶を目的として本物質を経口摂取した妊婦が13日後に流産
を起こした(ATSDR (1999))と報告されている。
以上より、一般毒性の発現ない用量でも生殖への悪影響が報告されている
ことから、区分1Bとした。
生殖能または胎児への悪影響のおそれ(区分1B)
特定標的臓器・全身毒性
(単回ばく露) : 無機水銀化合物の経口ばく露による死因は、腎不全、心血管虚脱、および
重度の胃腸障害である(CICAD 50 (2003))と記載されている。ヒトで
本物質を単回経口摂取後の中毒例が18件(死亡例9件を含む)報告され、
最も共通の所見は軽度の胃炎~重度の壊死性粘膜潰瘍に見られた胃腸の
病変と腎不全に至った腎臓の病変である(EHC 118 (1991))との報告に
基づき、区分1(腎臓、消化管)とし、また、自殺企図で塩化第二水銀を
摂取した男性において、P波の消失、QRS部分の延長、T波の増高による
心電図異常(CICAD 50 (2003))が報告されており、区分1(心血管系)

とした。一方、塩化水銀の摂取により黄疸、肝酵素の上昇と剖検で肝腫大を認めた35歳の男性、および粉末塩化第二水銀の摂取で、肝腫大が観察された19カ月の男児の症例報告（CICAD 50（2003））に基づき、区分1（肝臓）とした。これらの症例報告においては、35歳の男性では重度の肺水腫がみられ、19カ月の男児には細かいラ音を検出されており、区分1（呼吸器）とした。さらに、35歳男性は霧視、複視、死亡前の繰り返しの痙攣、剖検で後頭葉と小脳に膿瘍が認められ（ATSDR（1999））たこと、また、塩化第二水銀含有液剤で洗浄したオムツを使用した幼児で、易刺激性、いらだち、不眠などが報告されている（CICAD 50（2003））ことから、区分1（神経系）とした。
 以上より、本項の分類は区分1（腎臓、消化管、肝臓、心血管系、呼吸器、神経系）となる。
 腎臓、消化管、肝臓、心血管系、呼吸器、神経系の障害（区分1）

特定標的臓器・全身毒性
 （反復ばく露）

： 金属水銀または無機水銀化合物の毒性における主要な標的臓器は腎臓と中枢神経系であり、高濃度のばく露では、呼吸器、心血管系、消化管にも影響が現れる（ATSDR（1999））と記載されている。神経系に関しては、職業ばく露では精神性興奮を生じさせ、ばく露の継続により手の細かい振戦を発症し、水銀ばく露作業における神経伝達速度の低下は立証されている（EHC（J）118（1997））との報告がある。腎臓に関しては、無機2価水銀塩の摂取による重要な臓器は腎臓であり、職業ばく露では腎炎の発症の報告もある（EHC（J）118（1997））。動物試験では本物質を用いたラットの26週間反復経口投与（用量：1.25～5 mg/kg/day）で慢性腎症の程度増強、マウス（用量：5～20 mg/kg/day）では尿管上皮の細胞質空胞化が見られた（NTP TR 408（1993））との報告がある。また、無機水銀化合物への経口ばく露による死因は、腎不全、心血管虚脱、重度の胃腸障害とされており（CICAD 50（2003））、本物質のばく露の場合、潰瘍性の胃腸炎の発症が見られる（EHC（J）118（1997））との記載がある。以上から本項の分類は区分1（神経系、腎臓、呼吸器、心血管系、消化管）とした。
 長期または反復暴露による神経系、腎臓、呼吸器、心血管系、消化管の障害（区分1）

吸引性呼吸器有害性： 情報がないため分類できない。

12. 環境影響情報

- 水生環境急性有害性： データはないが、無機水銀化合物のため区分1とした。
 水生生物に非常に強い毒性（区分1）
 水生環境慢性有害性： データはないが、無機水銀化合物のため区分1とした。
 長期的影響により水生生物に非常に強い毒性（区分1）
 オゾン層への有害性： 本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。

参考【塩化水銀（ ）〔CAS No.7487-94-7〕のデータ】

- 水生環境急性有害性： 甲殻類（オオミジンコ）の48時間LC50 = 1.8-4.3 µg/L（EHC86, 1989）（塩化水銀（II）濃度換算値：2.4-5.8 µg/L）から、区分1とした。
 水生生物に非常に強い毒性（区分1）
 水生環境慢性有害性： 急性毒性が区分1、金属化合物であり水中での挙動が不明であり、甲殻類（オオミジンコ）の21日間NOEC = 0.003 mg/L（AQUIRE, 2012）であることから、区分1とした。
 オゾン層への有害性： 本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。

13. 廃棄上の注意

- 残余廃棄物： 関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄する。
 都道府県知事などの許可（収集運搬業許可、処分業許可）を受けた産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付して廃棄物処理を委託する。
 廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上、処理を委託する。
 また、本品は特別管理産業廃棄物のため、廃棄においては特に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の特別管理産業廃棄物処理基準に従うこと。
 本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。
 （参考）固化隔離法
 セメントで固化し溶出量が判定基準以下であることを確認して埋立処分する。
 汚染容器及び包装： 内容物により汚染された容器及び包装材は、関連法規の基準に従って適切に処分する。
 空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

14. 輸送上の注意

緊急時応急処置指針番号 : 151

国内規制

陸上規制情報 (特段の規制なし)

海上規制情報 (船舶安全法/危険物船舶輸送及び貯蔵規則/船舶による危険物の運送基準等を定める告示に従う)

国連番号 : 1630
品名 : 塩化第二水銀アンモニウム (MERCURY AMMONIUM CHLORIDE)
クラス : 6.1 (毒物)
副次危険 : -
容器等級 : II
海洋汚染物質 : 該当
少量危険物許容量 : 500g

航空規制情報 (航空法/航空法施行規則/航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示に従う)

国連番号 : 1630
品名 : 塩化第二水銀アンモニウム
クラス : 6.1
副次危険 : -
等級 : II
少量輸送許容物件 : 1kg

特別の安全対策 : 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。
食品や飼料と一緒に輸送してはならない。
重量物を上積みしない。
必要に応じ移送時にイエローカードを運搬人に保持させる。

15. 適用法令

労働安全衛生法 : 名称等を通知すべき危険物及び有害物
(政令番号 第315号「水銀及びその無機化合物」、対象重量%は 0.1)
名称等を表示すべき危険物及び有害物
(政令番号 第315号「水銀及びその無機化合物」、対象重量%は 0.3)
(別表第9)
特定化学物質等 第2類物質、管理第2類物質
(特定化学物質等障害予防規則第2条第1項第2, 5号)
作業環境測定基準、作業環境評価基準

化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法) :
・種別 「第1種指定化学物質」
・政令番号 「1-237」
・政令名称 「水銀及びその化合物」

毒物及び劇物取締法 : 非該当

消防法 : 非該当

船舶安全法 : 毒物類・毒物

航空法 : 毒物類・毒物

海洋汚染防止法 : 該当

水質汚濁防止法 : 有害物質 (施行令第2条)

「水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物」
〔排水基準〕0.005mg/L (Hg), 不検出 (アルキル水銀化合物)

土壌汚染対策法 : 第2種特定有害物質 (政令第1条第12号)

「水銀及びその化合物」
〔溶出量基準値〕0.0005mg/L (Hg), 不検出 (アルキル水銀化合物)
〔含有量基準値〕15mg/kg (Hg)

大気汚染防止法 : 有害大気汚染物質 / 優先取組 (中環審第9次答申の108)

「水銀及びその化合物」

輸出貿易管理令 : 輸出承認品目 別表第2 No.35-3-1
「ロッテルダム条約附属書 上欄に掲げる化学物質」「水銀化合物」
キャッチオール規制 別表第1の16項 第28類 無機化学品
HSコード (輸出統計品目番号、2017年5月16日版) : 2852.10-299
「水銀の無機又は有機の化合物 - 化学的に単一のもの -
- 2 無機化合物 - (3) その他のもの - その他のもの」

16. その他の情報

(注) 本品を試験研究用以外には使用しないで下さい。

参考文献 : 化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ 化学工業日報社
労働安全衛生法MSDS対象物質全データ 化学工業日報社(2007)

化学物質の危険・有害便覧	中央労働災害防止協会編
化学大辞典	共同出版
安衛法化学物質	化学工業日報社
産業中毒便覧(増補版)	医歯薬出版
化学物質安全性データブック	オーム社
公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編)	三共出版
化学物質の危険・有害性便覧	労働省安全衛生部監修
Registry of Toxic Effects of Chemical Substances	NIOSH CD-ROM
GHS分類結果データベース	nite(独立行政法人 製品評価技術基盤機構) HP
GHSモデルMSDS情報	中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター HP

このデータは作成の時点における知見によるものですが、必ずしも十分ではありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。なお、この安全データシート(SDS)はJIS Z 7253:2012に準じ作成しています。